

千葉市議会運営活性化推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市議会は、千葉市議会基本条例（平成29年千葉市条例第26号）を基調とし、課題となっている議会運営に関する諸事項について調査・検討及び検証を行うため、千葉市議会運営活性化推進協議会（以下「議会運営活性化推進協議会」という。）を設置する。

(協議・検討事項)

第2条 議会運営活性化推進協議会は、次の事項を協議・検討する。

- (1) 議会のICT化に関すること
- (2) 一般質問のあり方に関すること
- (3) 会期の早期決定に関すること
- (4) 委員会運営の活性化に関すること
- (5) その他、必要と認める事項

(委員)

第3条 議会運営活性化推進協議会は、議長、副議長及び各会派幹事長を含む委員15人をもって組織し、各会派から選出される委員の数は、次のとおりとする。

- (1) 自由民主党千葉市議会議員団 5人
- (2) 未来立憲民主ちば 4人
- (3) 公明党千葉市議会議員団 3人
- (4) 日本共産党千葉市議会議員団 3人

2 委員の任期は、第9条に定める議会運営活性化推進協議会の設置期間とする。ただし、委員は、その任期中、交替することができる。

3 委員がその所属する会派を離脱したときは、委員の職を解かれるものとする。この場合において、当該委員が所属していた会派は、速やかに新たな委員を選出するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 議会運営活性化推進協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ議長及び副議長がその職務を務めるものとする。

3 委員長は、議会運営活性化推進協議会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 議会運営活性化推進協議会は、委員長が招集する。

2 議会運営活性化推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議会運営活性化推進協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

4 議会運営活性化推進協議会は、公開とする。ただし、必要があると認めるときは、

公開しないことができる。

- 5 議会運営活性化推進協議会は、議論を尽くし、本市議会の歴史と伝統に基づき少数意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払うものとする。

(部会等)

- 第6条 議会運営活性化推進協議会は、専門的事項を協議・検討させるため、部会等を置くことができる。

(記録)

- 第7条 委員長は、議会事務局の職員に議事の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させる。

(協議結果の報告)

- 第8条 委員長は、協議・検討事項に関し結論が得られたときは、報告書を作成し、議長に報告する。

(設置期間)

- 第9条 議会運営活性化推進協議会の設置期間は、この要綱の施行の日から令和3年3月31日までとする。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、議会運営活性化推進協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。